

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、令和7年6月13日大阪港湾労働組合大阪荷役支部支部長盛田久司から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

令和7年6月23日

大阪府知事 吉村 洋文

1 事件

賃上げの要求に関する件

2 日時

令和7年6月25日から本問題の解決に至るまでの期間

3 場所

大阪荷役株式会社が経営する次に掲げる事業所において、大阪港湾労働組合大阪荷役支部の組合員が従事する全職場

名 称

所 在 地

南港Cー2 コンテナターミナル

大阪市住之江区南港東六丁目3番59号

CCS冷凍倉庫

同 此花区桜島三丁目2番17号

三菱マテリアル堺工場

堺市西区築港新町三丁目1番9号

南港CFS2号倉庫

大阪市住之江区南港東七丁目1番24号

4 概要

組合員による期間を定めての時間外就労拒否を実施する。